

「退職金 80%カット裁判」 東京高裁 裁判傍聴ツアーへのご協力と参加のお願い。

「退職金は在職期間の後払い賃金である」との最高裁判例のとおり、新潟地裁も「重要な権利である退職金の大幅減額は許されない」・・・としながらも、追加退職金が出たことを理由に不当な原告敗訴の判決を下しました。原告団はこれを不服とし控訴をしました。

第一回目の裁判は8月26日(木)午後1時15分から東京高裁で行われます。

被告管財人側は、高裁裁判を早く終らせようと画策し、この第一回裁判で結審にしようとしています。私達はこの裁判で、弁護士と原告代表がそれぞれ5分間陳述します。この裁判が今後の行方を左右するものとなりますので、皆様からの裁判傍聴を心からお願い致します。

裁判日-8月26日(木)-貸し切りバスで、

集合場所 加茂市役所

時間 朝 6:20 集合—6:30 出発

途中 越後川口 SA 上里 SA で休憩

東京高裁 11:00~11:30 到着 (昼食)

(原告団は 12:00 に正面玄関に集合します。)

裁判 13:15~13:30 810号法廷

帰り

午後 3:00 出発 午後 8:00 加茂市役所、到着予定。

参加費 バス代はカンパ金等で賄いますので、無料です。昼食代、飲み物は各自でご用意いただきます。

連絡先 TEL0256-52-5579 「支援する会」 会長 杉田三二